

展示会事業費	0	0	0
消費税	10,748	6,570	5,353
その他	1,500	1,662	0
歳出計 (A)	433,447	370,784	340,559
県の歳入となる使用料徴収額 (B)	89,188	92,780	105,098
比率 (B/A)	20.6%	25.0%	30.9%

(注) ・平成15年度の県の歳入となる使用料の減免額は、自主企画事業・共催事業関連が28,240千円、その他減免額は2,149千円である。これらを減免しなかった場合の使用料は135,487千円であり、収支比率は39.8%となる。

・文化会館では維持管理、運営する支出の金額的重要性から当該支出を「管理費」として「事務管理費」とは別に把握している。

(主な増減の内容)

- ・平成15年度人件費の減少については、給与の減額（県の給与減額と同様）及び職員数の減少によるものである。
- ・平成15年度の事務管理費の増加に関しては、全国教職員労働組合の集会を実施した際に使用したバリケードなどのレンタル経費の増加によるものである。
- ・管理費については、平成14年度において受託業者の営業政策によって清掃業務の委託金額が大幅に引き下げられたことにより減少している。

イ 伊那文化会館

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業団の歳出			
人件費	90,236	92,344	89,596
事務管理費	14,186	10,967	12,028
管理費	158,690	151,495	140,006
展示会事業費	4,956	4,372	4,147
消費税	4,892	3,592	3,985
その他	1,500	1,500	0
歳出計 (A)	274,461	264,270	249,762
県の歳入となる使用料徴収額 (B)	18,952	20,053	20,989
比率 (B/A)	6.9%	7.6%	8.4%

(注) ・平成15年度の県の歳入となる使用料の減免額は、自主企画事業・共催事業関連が16,040千円、その他減免額は1,728千円である。これらを減免しなかった場合の使用料は38,757千円であり、収支比率は15.5%となる。

(主な増減の内容)

- ・平成 15 年度の人件費の減少理由については、県民文化会館と同様である。
- ・管理費の減少については、各種再委託経費の減少によるものである。

ウ 松本文化会館

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業団の歳出			
人件費	127, 142	131, 692	112, 432
事務管理費	14, 162	13, 322	13, 189
管理費	196, 612	173, 809	169, 440
展示会事業費	0	0	0
消費税	6, 979	5, 132	5, 002
その他	1, 500	1, 500	0
歳出計 (A)	346, 395	325, 455	300, 062
県の歳入となる使用料徴収額 (B)	54, 616	62, 662	58, 124
比率 (B/A)	15. 8%	19. 3%	19. 4%

(注) ・平成 15 年度の県の歳入となる使用料の減免額は、「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」関連が 56, 487 千円、自主企画事業・共催事業関連が 9, 845 千円、その他減免額は 2, 406 千円である。これらを減免しなかった場合の使用料は 126, 862 千円であり、収支比率は 42. 3%となる。

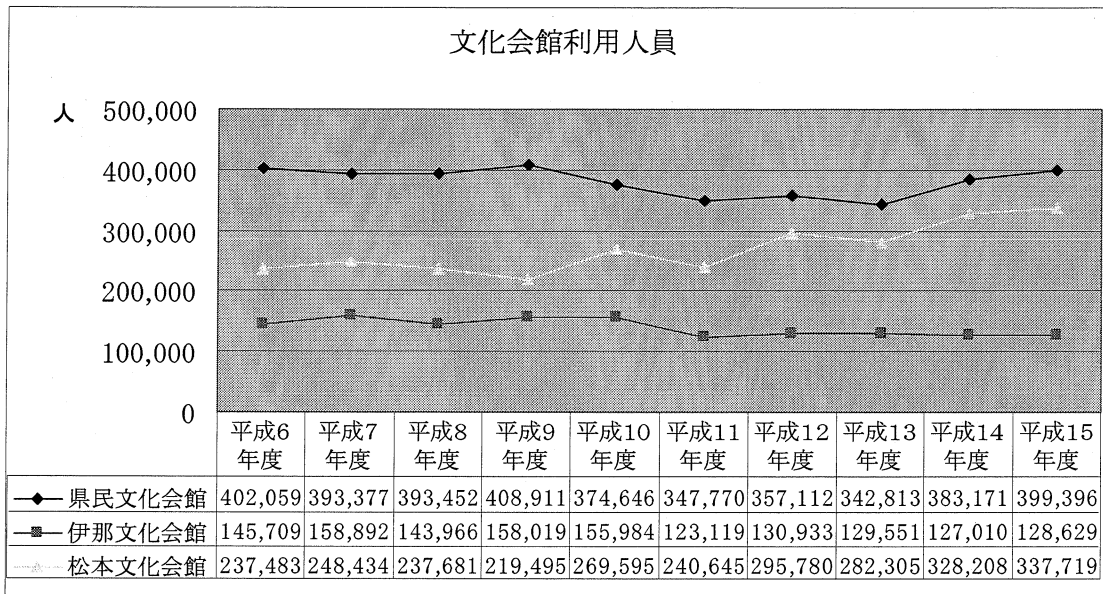
(主な増減の内容)

- ・平成 15 年度の人件費については、県民文化会館と同様である。
- ・管理費については、各種再委託経費の減少によるものである。

(2) 利用状況

県民文化会館及び松本文化会館の利用人員は近年増加傾向にあるが、伊那文化会館は 12 万人と低い水準で推移している。

表 2-15 文化会館利用人員の推移



4 行政改革の方向性

長野県出資等外郭団体改革「基本方針」（平成 16 年 6 月 10 日）によると、事業団についての方針が策定された。その内容は「平成 15 年地方自治法の改正により民間事業者でも公の施設の管理運営を受託することが可能となった。しかし、文化会館の職員には、舞台制作業務の専門的ノウハウが培われていることから、人的資源及び公益法人の特性を引き続き生かし、県民の自律的な文化活動分野の需要に応える事業や関連の収益事業も企画展開する必要がある。当事業団の現状での問題として、県職員が幹部を占め続けることにより、プロパー職員の創意工夫や管理職としての責任の発揮を阻んできたことがあることから、自立的で効率的な経営を行うため、プロパー職員を管理職に登用して責任と創意工夫の発揮を促し、県職員派遣は学芸員等や事務職員に止める。」とある。

また、平成 18 年度以降は指定管理者制に移行することになっている。

II 監査の結果

1 使用料について

(1) 概要

文化会館の使用料は「長野県文化会館条例」により定められている。主な改定は、平成元年度及び平成 9 年度に消費税等にかかる改定を実施、平成 13 年度に本体部分について全面的に改定、平成 15 年度（現行）には受益者負担の適正化を図るため「5,000 円を

を超える入場料を徴収して使用する場合」の区分を新設した。

各館の使用料は基本的には全国公立文化会館の平均使用料（1席当たりの基準単価）との均衡を保つよう決定している。すなわち、平均的な1席当たりの基準単価に対象文化会館の席数を乗じて決定している。

なお、「長野県文化会館条例」により、使用料の減免制度が設けられている。サイトウ・キネン・フェスティバル松本については、最高水準の演奏会を県民に安価に提供するため使用料は全額減免としている。また、各会館の主管事業である自主企画事業については県が共催していることから、さらに芸術文化団体等との共催事業についても、報道機関との共催事業を除き使用料は全額減免としている。

（2） 監査手続

- ・ 使用料の算定が法令等に準拠して行われているかどうかについて、使用料の一部を抽出し、条例と照合を行った。
- ・ 使用料の算定が網羅的に行われており、公平性が確保されているかどうかについて、未納者状況を把握し、また、減免一覧表を入手し、減免申請書と突合する。
- ・ 使用料、手数料の徴収が法令等に準拠して行われているかどうかについて、使用料の収納手続をヒアリングし、管理状況に問題が無いか確認した。

（3） 結果

上記を実施した結果、問題はなかった。

（4） 意見

ア 使用料の決定方法について

使用料の決定は全国公立文化会館の平均単価を基準に決定している。参考とした文化会館は、開館日、現行料金改定日、稼働率に差がある上、1席当たりの基準単価に相当なばらつきがあることから、単純平均でなく、参考とした文化会館につき個々に特殊性を分析する必要があると考える。

また、行政サービスに対する受益者負担のあり方を考える上でも、現状把握が必要である。会館毎の行政サービス提供にかかったすべての費用を発生主義により計算し、そこから県が文化振興事業として負担すべきと考える費用（例えば減価償却費等の固定費）を除いた額のうちいくらが使用料によって回収されたかを見ることによって、各会館毎の損益を把握することが望ましい。

イ 使用料の減免について

各会館の年間の使用料の把握は実際歳入額ベースである。今後、使用料減免額を集計すれば各会館の潜在的な使用料獲得能力が把握でき、今後の管理活動（収支比率分析他）

に役立つと考えられる。なお、「長野県文化会館条例第7条（1）」による使用料の全部又は一部の減免については現時点でも知事への「委託徴収報告書（月次）」で把握している。

平成 15 年度、県はサイトウ・キネン・フェスティバル松本に対し、共催負担金の 80,000,000 円を歳出計上し、さらに松本文化会館の使用料全額減免をしているが、使用料減免額は公開されていない。従って、県のサイトウ・キネン・フェスティバル松本への貢献度総額が県民に説明されていないことになる。これについてもパンフレット、ホームページ等による開示が考えられる。

2 委託料について

（1）概要

文化会館の運営にあたっては、業務遂行にあたって事業団から各業務の実施者に対する再委託が行われている。再委託に関しては、「財団法人長野県文化振興事業団財務規程」に沿って行われているが、通常県が委託を実施するにあたって実施すべき事項と同様の処理がなされている。また、「長野県文化振興事業団請負人選定委員会設置要綱」によって、事業団が発注する修繕・管理その他の委託事業並びに測量等の委託事業の指名競争入札及び随意契約に係る業者の選定の適否について、請負人選定委員会によって審議を行っている。

委員会は副理事長、常務理事（生活環境部長）及び事務局長で構成され、館（所）委員会は、館長、所長、副館長、副所長、部長、課長及びその他館長又は所長が指定する職員で構成されている。委員会及び館（所）委員会における審議内容は表 2-16 のとおりである。

表 2-16 委員会及び館（所）委員会における審議内容

	修繕・管理その他の委託契約に係るもの	建設工事の請負契約に係るもの	測量等の委託契約に係るもの
委員会	委託予定価格 200 万円以上	設計額 1,000 万円以上	委託予定価格 1,000 万円以上
館（所）委員会	委託予定価格 30 万円を超え 200 万円未満	設計額 1,000 万円未満	委託予定価格 1,000 万円未満

（注）委員会への付議及び再委託契約は基本的に各館ごとで行われることとなっている。

（2）監査手続

- ・ 委託の方式及び相手方の選定方法は適正かどうか、委託契約が法令等に遵守しているかどうかについて、委託料の一部を抽出し、諸規程との整合性及び契約書との照合を実施した。

- ・ 委託理由に合理性があるかどうかを確認するために、委託契約の内容について仕様書を確認するとともに、ヒアリングを実施した。
- ・ 委託料の算定方法は適正か、業務内容に対して委託料が適正な水準にあるかどうか確認するために、過去5年分の委託契約の推移によって分析するとともに、委託料の予定価格算定時の積算過程を確認した。
- ・ 委託契約の履行に関する検証手続に関して、ヒアリングを実施した。

(3) 結果

上記を実施した結果、問題はなかった。

(4) 意見

事業団の財務規程によれば、契約は一般競争入札を原則とするが、実際には指名競争入札か随意契約によっている。一般競争入札を行わない理由は、事業団は県と異なり入札情報を広く知らせる手段を持たないためである。

過去5年間の委託業務に係る業者、契約金額及び落札率（落札価額／予定価格）を示すと表2-17のとおりである。

表2-17 各文化会館の委託業務内容と契約金額等の推移
(長野県民文化会館)

業務内容	契約方法	業者名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
			契約金額	比率	契約金額	比率	契約金額	比率	契約金額	比率	契約金額	比率
清掃業務	指名競争	A社	43,480	99.3%	43,480	98.4%	36,000	98.9%	14,040	39.6%	26,900	89.5%
設備管理業務	指名競争	B社	39,440	99.8%	39,440	99.8%	39,440	99.8%	38,980	99.9%	34,800	84.8%
昇降機設備保守	随意契約	C社	3,864	97.8%	3,864	97.8%	3,864	99.1%	3,852	98.8%	3,840	98.5%
警備業務	随意契約	D社	453	85.7%	453	99.9%	453	98.4%	453	98.4%	226	99.3%
警備業務	指名競争	E社	—	—	—	—	—	—	—	—	116	24.6%
電話交換設備	随意契約	F社	370	94.9%	370	100.0%	370	97.4%	370	97.4%	370	92.4%
植樹等管理業務	随意契約	G社	980	99.0%	630	99.8%	1,050	95.5%	900	95.7%	—	—

(伊那文化会館)

業務内容	契約方法	業者名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
			契約金額	比率	契約金額	比率	契約金額	比率	契約金額	比率	契約金額	比率
清掃業務	指名競争	A社	18,375	100.0%	18,375	100.0%	18,480	100.0%	17,829	100.0%	14,700	95.2%
庭木管理委託	随意契約	B社	787	100.0%	787	100.0%	787	100.0%	766	98.0%	—	—
設備管理業務	指名競争	C社	33,822	99.1%	33,967	100.0%	33,810	99.8%	32,760	100.0%	—	—
警備業務	随意契約	D社	814	100.0%	814	100.0%	814	100.0%	774	89.9%	32,550	96.4%
冷温水発生機保守	随意契約	E社	2,257	100.0%	2,257	100.0%	2,257	100.0%	1,995	100.0%	—	—
空調自動制御設備保守	随意契約	F社	2,625	100.0%	2,625	100.0%	2,625	100.0%	1,995	100.0%	設備改修	—
自動ドア設備保守	随意契約	G社	207	100.0%	207	100.0%	207	100.0%	199	100.0%	199	94.8%
昇降機設備保守	随意契約	H社	1,360	100.0%	1,360	100.0%	1,360	100.0%	1,247	99.8%	1,247	99.0%
電話交換設備保守	随意契約	I社	233	100.0%	233	93.2%	233	100.0%	197	98.0%	設備改修	—
移動観覧席保守	随意契約	J社	93	66.4%	93	66.4%	93	69.4%	93	88.6%	93	98.9%
プラネタリウム制作	随意契約	K社	8,820	100.0%	8,400	100.0%	8,190	100.0%	7,875	99.9%	7,035	95.7%

(松本文化会館)

No	業務内容	契約方法	業者名	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
				契約金額	比率	契約金額	比率	契約金額	比率	契約金額	比率	契約金額	比率
1	清掃業務	指名競争	A社	34,125	100.0%	34,125	100.0%	34,125	100.0%	33,600	99.2%	24,675	85.8%
2	設備管理業務	指名競争	B社	33,390	100.0%	33,390	100.0%	33,390	100.0%	32,886	99.1%	30,240	94.1%
3	エレベーター保守	随意契約	C社	1,966	89.9%	1,966	100.0%	1,966	100.0%	1,966	97.0%	1,966	97.0%
4	冷温水発生設備保守	随意契約	D社	1,718	100.0%	1,718	100.0%	1,718	100.0%	—	—	—	—
		指名競争	D社	—	—	—	—	—	—	1,678	98.0%	1,678	90.2%
5	空調制御設備	随意契約	E社	1,880	90.4%	1,880	100.0%	1,880	100.0%	1,880	100.0%	1,733	93.2%
6	機械警備	随意契約	F社	840	100.0%	840	97.6%	840	92.0%	—	—	475	51.4%
		指名競争	F社	—	—	—	—	—	—	491	52.0%	—	—
7	構内電話設備保守	随意契約	G社	212	100.0%	212	87.8%	212	91.4%	—	—	—	—
		指名競争	G社	—	—	—	—	—	—	212	93.1%	212	95.3%
8	水熱源ユニット保守	随意契約	H社	184	100.0%	194	81.1%	194	88.9%	190	88.3%	188	91.3%
9	自動扉装置保守	随意契約	I社	189	95.7%	189	99.4%	189	97.8%	189	93.8%	176	86.2%
10	庭木管理	随意契約	J社	893	95.5%	—	—	—	—	—	—	—	—
		指名競争	J社	—	—	861	96.8%	1,607	96.0%	788	94.9%	840	100.0%
11	電気設備年次点検	随意契約	K社	893	97.7%	893	97.7%	—	—	—	—	998	100.0%
		指名競争	K社	—	—	—	—	1,061	96.2%	1,365	100.0%	—	—
12	残響可変装置等点検整備	随意契約	L社	599	95.0%	588	94.9%	—	—	—	—	—	—
		随意契約	M社	—	—	—	—	—	—	47	(注)	—	—
13	給湯設備点検整備	随意契約	N社	284	99.0%	284	94.7%	284	94.7%	311	91.1%	284	83.6%
14	移動観覧席点検整備	随意契約	O社	—	—	158	82.4%	158	(注)	158	(注)	158	86.7%
		随意契約	P社	166	91.3%	—	—	—	—	—	—	—	—
15	電気時計設備点検整備	随意契約	Q社	191	79.1%	—	—	—	—	—	—	—	—
				77,527		77,296		77,621		75,759		63,621	

(注) 平成13年度、14年度の移動観覧席点検整備業務および平成14年度の残響可変装置等点検整備業務については、文書による予定価格の表示がされておらず、契約金額の予定価格に対する比率を計算できなかった。

各館とも契約金額に関して、落札率が高いという傾向が見受けられる。また、過去数年に渡って、同じ業者と委託契約を継続しているケースがほとんどであった。指名競争入札においても、1位不動のものが多数であって、入札の効果を測ることが困難である。全体的に委託金額は減少傾向にはあるが、下記の点において改善の余地があると考えられる。

ア 1者指名による随意契約について

平成14年度まで1者指名による随意契約が多く見られたが、平成15年度より複数業者の指名を行うことを励行している。ただし、依然として当初の設備を設置した業者に対して指名を行うケースが多く見られる。1者指名を継続することは、経済性、透明性の観点から極力排除していくことが望ましいと考える。また、過去から継続していることのみを理由として1者指名としているケースもあり、他の業者への委託が不可能かを定期的に検討していくことも必要と考える。

イ プラネタリウム制作について

伊那文化会館で所有しているプラネタリウムにおいて、毎年上映するソフトの制作

を委託している。プラネタリウムを維持していくためには、来場者の関心を継続するために毎年新しいソフトを要することとなる。一方で、プラネタリウムへの入場者がすべて大人料金（230 円/1 人）を支払ったと仮定した収入金額と委託経費の金額を比較した場合に、その回収率は非常に小さいものとなっている。（表 2-18 参照）

現在プラネタリウムの入場者を増やすことを目的に、各種事業に取り組んでおり、ホームページを利用したアピールを行っているが、大幅な改善は見られていない。教育施設としての意義を踏まえて、委託の効果を評価していくことが必要であると考えられる。また、利用者増加に向け、委託時における入場者目標の設定とそれに向けた対応などを明確にすべきと考える。

表 2-18 プラネタリウム製作委託費、利用者数、年間収入等の推移

（単位：千円）

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
A	プラネタリウム製作委託費	8,820	8,400	8,190	7,875	7,035
	利用者数	8,522	6,020	7,690	6,693	7,513
B	年間収入	693	438	683	687	657
B/A	利用者転嫁分	7.9%	5.2%	8.3%	8.7%	9.3%
C	利用者数×230円	1,960	1,385	1,769	1,539	1,728
C/A		22.2%	16.5%	21.6%	19.5%	24.6%

ウ 入札手続に関して

松本文化会館では、指名競争入札にあたり設計図書を事前に関連させているが、その際閲覧簿を作成しており、閲覧した指名業者はそこに署名していくことになっている。当該閲覧簿を見ると、他の指名業者がすべて明らかになってしまい、談合が行われるリスクがないとはいえない。

したがって、指名業者が閲覧に来たかどうかは別の方法で管理し、指名業者がわかってしまうような方法は避けるのが望ましい。

エ 一般競争入札の実施について

事業団の財務規程によると、「契約をする場合は、一般競争入札及び指名競争入札又は随意契約による」こととなっている。このうち指名競争入札によることができる場合と随意契約によることができる場合については限定列挙されているため、原則は一般競争入札によることとなる。しかし、事業団では、一般競争入札は県のような公報の方法がないため実務上難しいとの理由で実施していない。最近では情報化の進展で従来に比べ公報の手段は多くある。事業団のホームページの利用や、可能であれば県への入札業務の委託、国の外郭団体が運営する低コストの電子入札システムの利用などを検討し、入札の公平性、競争性をより一層確保することについて検討することが望ましい。

3 固定資産管理について

(1) 概要

県は委託契約により、事業団に施設土地、工作物、備品の管理を委託している。県は資産の個別管理台帳としての性格を有する「公有財産管理簿」または「備品管理表」を備え置き、事業団にその写しを渡している。また、事業団では備品の一覧表として「受託財産台帳（備品）」を独自に作成している。

県が新たに備品を購入した際は、県は事業団にその旨を通知し、受領書を提出させ、委託契約における管理資産に追加する。

(2) 監査手続

- ・ 財産（リースを含む）の受払残高を示す帳簿は整備されているかどうかについて、公有財産管理簿及び事業団の受託財産台帳を閲覧し、記載内容の確認を行い、リース契約の有無を確認し、主な契約書の内容を検証した。
- ・ 財産の実物調査が行われているかどうかについて、関係者へ質問した。
- ・ 財産の購入及び廃棄は適法になされているかどうかについて、サンプル抽出の上、規則に基づく手続が実施されているか検証した。
- ・ 行政財産の使用許可、使用料には合理性があり、かつ適法になされているかどうかについて使用許可と使用料の状況を把握し、使用許可申請書をサンプルチェックした。

(3) 結果

問題となる事項はなかった。

(4) 意見

ア 文化会館共通

委託契約書第3条3項によると、「財団法人長野県文化振興事業団は長野県が整備した施設等について帳簿書類を備え、常に現物と照合を行い、損傷したものがあるときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。」とされているが、現物実査が実施されていない。従って、受託財産の全てが存在するのか不明である。備品に管理番号を付したラベル等を貼付し、最新の「受託財産台帳（備品）」により早急を実施すべきである。また、県は委託契約により当然あるものと考えているが、県民財産の管理責任者として、事業団に資産の管理を指導すべきである。

イ 県民文化会館

平成15年7月30日「文化会館で使用する備品の受領について（通知）」により「地

がすり」を2枚追加で委託され平成16年度委託契約書別紙3では更新済みであるが、最新の「受託財産台帳（備品）」には記載がない。受託財産の管理に支障をきたすことから、保管場所に正確かつ網羅的な管理台帳を備え置くための業務処理手続を検討すべきである。

ウ 松本文化会館

平成15年7月30日付け新規受託財産3件について、「備品管理票（様式23号）」（県で原本保管、文化会館でコピー保管）の備え置きがない。また、「受託財産台帳（備品）」にも記載がない。受託財産の管理に支障をきたすことから、保管場所に正確かつ網羅的な管理台帳を備え置くための業務処理手続を検討すべきである。

エ 修繕計画について

県には全文化会館の修繕・改良の長期計画を策定した文書の備え置きがない。前述のように各館は開館後かなりの年数が経過しており施設・備品の老朽化が進んでいる。また、デジタル化への対応も必要である。財政状況は苦しいが、長期的な修繕計画を策定・公開し県民の理解を得る必要がある。

オ 管理状況について

（ア）各館共通

各文化会館で保管されている「受託財産台帳（備品）」がいつ現在の明細か不明である。作成日を明示すべきである。

（イ）伊那文化会館

表2-19に掲げている資産について倉庫に保管されているが、使用不能なものであるにもかかわらず除却処理を行っていない。

事業団財務規程においては、受託財産の管理を行う旨記載されているが、使用不能に至った資産に関して報告を行う規定は無いため、各館で処分の意思を示さない限りは、除却処理が行われないこととなる。

遊休資産や使用不能な資産に関して委託者である県に対して報告をすべきであり、その処理に関して随時検討を行うことが望ましい。

表2-19 使用不能なものであるにもかかわらず除却処理を行っていない固定資産

No	中科目	小科目	名称	金額（千円）	取得
1967	機械器具類	その他	両替機グローリーER401	768	昭和63年11月
1970	機械器具類	情報機器類	パソコン富士通FMR70	1,181	昭和63年9月
1971	機械器具類	情報機器類	プリンター バッファー	172	昭和63年11月